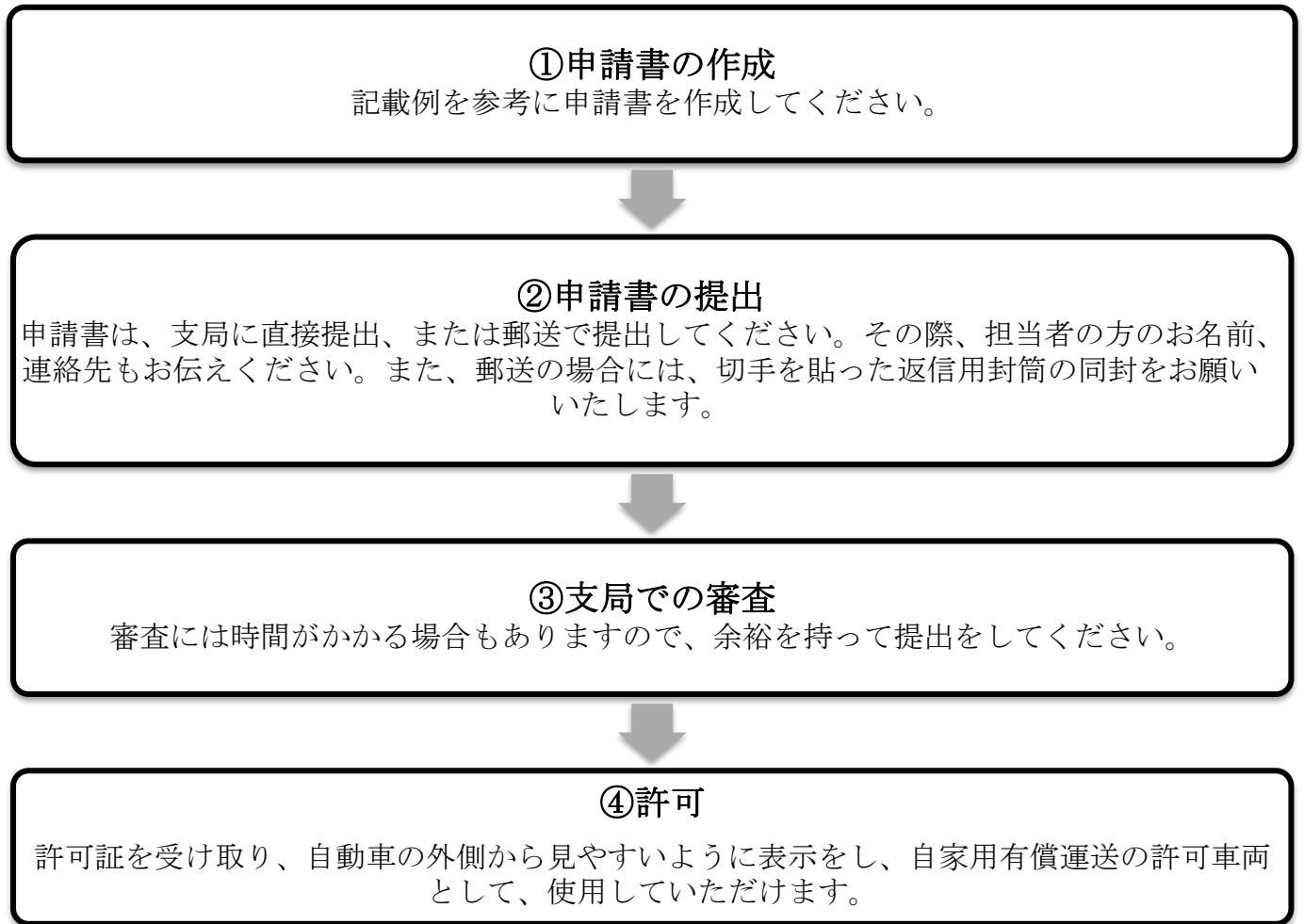


■許可までの流れ



*本申請は、貨物自動車運送事業者からの代理申請のみとしています。そのため、貨物自動車運送事業者が申請代理人となり、申請についてとりまとめの上、提出を行ってください。

■実績報告書について

翌年の2月末日までに、実績報告書の提出をする必要があります。なお、報告書の提出があるまでは、その営業所に係る翌年の許可を行いません。また、許可期間が過ぎた許可証は、支局への返却をお願いいたします。

■電子車検証をお持ちの方へ

電子車検証となっている車両を申請される場合には、自動車検査証記録事項（写）の提出をお願いいたします。

■チェックリスト

提出前の確認に使用してください。

【有償運送許可申請書】

- 記入漏れはないか
- 運送需要者の欄には営業所名まで記入したか

【有償運送許可申請者名簿】

- 申請者全員分の記入をしたか
- 申請者の住所・氏名に誤りはないか
- 登録番号に誤りはないか

【有償運送利用計画書】

- 利用計画期間は繁忙期の期間に該当しているか
- 利用期間の合計は年間90日以内か

【車検証（写）】

- 車検証は有効期間内のものか

【車両使用承諾書】申請者と車検証上の使用者が異なる場合、レンタカーを借りる場合には、使用承諾書の提出が必要です。決まった様式はありませんので、記載例を参考に作成してください。

- 使用承諾書の添付はあるか（該当の場合のみ）
- 登録番号に誤りはないか
- 利用計画期間は有償運送利用計画書の利用期間と矛盾はないか

〈問い合わせ・郵送提出先〉

- 広島運輸支局 貨物担当 TEL082-233-9167
〒733-0836 広島市西区観音新町4-13-13-2
- 鳥取運輸支局 貨物担当 TEL0857-22-4120
〒680-0006 鳥取市丸山町224
- 島根運輸支局 貨物担当 TEL0852-37-1311
〒690-0024 松江市馬潟町43-3
- 岡山運輸支局 貨物担当 TEL086-286-8122
〒701-1133 岡山市北区富吉5301-5
- 山口運輸支局 貨物担当 TEL083-922-5336
〒753-0812 山口市宝町1-8